

## 令和4事業年度 医療機関等情報化補助業務事業計画

令和4事業年度における医療機関等情報化補助業務の事業計画は、次のとおりとする。

1. 「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」(以下「法」という。) 第24条の規定に基づき、補助金等の支出を行うものである。
2. 法第24条の規定による補助金等として、医療情報化支援基金から資金を取崩し、

補助金等	88,472,980 千円
(オンライン資格確認導入：87,776,873 千円)	
(電子カルテ標準化：271,231 千円)	
(電子処方箋導入：424,876 千円)	

を支出することを予定している。

## 令和4事業年度 支払基金連結情報提供業務事業計画

令和4事業年度における支払基金連結情報提供業務の事業計画は、次のとおりとする。

1. 「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」(以下「法」という。) 第24条第2号の規定に基づき、連結情報照会者に対し、厚生労働省令で定める情報の提供を行うものである。
2. 法第12条第3項の規定に基づき、連結情報照会者から納付される手数料として、

手数料	53,659千円
-----	----------

を受け入れることを予定している。
3. 法第39条の規定に基づき、政府から支払基金に交付される補助金として、

補助金	27,563千円
-----	----------

を受け入れることを予定している。
4. 国保中央会との調整金として、

共同運営調整金	10,035千円
---------	----------

を受け入れることを予定している。
5. 前2から4の手数料等により、法第24条第2号及び第3号(第2号に係る部分に限る。)の規定に関する必要な経費として、

事務取扱費	69,608千円
-------	----------

を支出することを予定している。